

福利厚生プラン 米国ドル建養老保険

〔無配当〕

法人向け



米国ドルによる備えを
大切な社員とそのご家族へ。



ご注意ください

この保険には、**為替リスク**およびお客さまに
ご負担いただく費用があります。

詳しくは9・10ページをご確認ください。

外貨建保険にかかる為替相場
の変動リスク等やご契約にか
かる費用について、動画でもご
確認いただけます。



経営者にとっての最重要課題のひとつは「人」に関することです。

人は大切な**財産**だ

我が社の**繁栄**に人材は欠かせない

社員には**長く勤めて**もらいたい

有能な人材を増やしたい

社員には**やる気**をもって働いてもらいたい

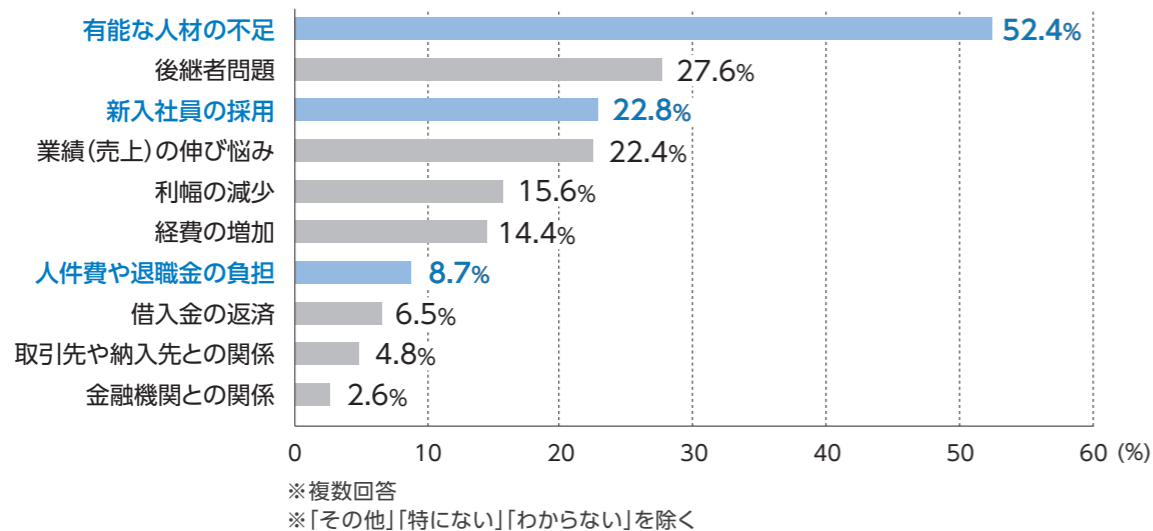
社員の長年の**功労**には報いたい

社員やその**家族のため**万一の時の備えも必要だ

我が社で**働いてよかった**と思ってもらいたい

■ 経営に関する悩み 出典1

企業経営の課題は、何よりもまず、有能な人材の確保ではないでしょうか。そして新入社員の採用や人件費・退職金の負担も大きな問題の1つと考えられます。



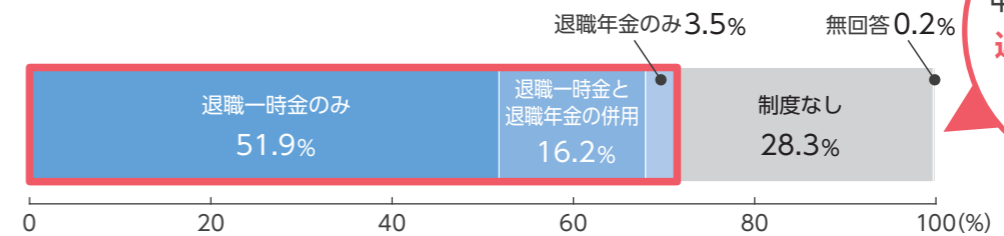
出典1 エフピー教育出版「令和4年 企業経営と生命保険に関する調査」

出典2 東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情(令和4年版)」をもとにジブラルタ生命作成

☑ 役員・従業員のために準備しておきたいこと

- 退職一時金、弔慰金制度
- 退職金支給のための計画的な資金準備
- 役員・従業員の万一の時の保障確保 …等

■ 退職金制度の有無 出典2



中小企業の約7割が退職金制度を導入しています。

■ モデル退職金(*) (退職時の支給金額) 出典2

(*) 学校を卒業してすぐ入社の方が普通の能力と成績で勤務した場合の退職金水準

学歴	勤続年数(年)	年齢(歳)	支給金額(万円)	
			自己都合退職	会社都合退職
大学卒	10	32	112.1	149.8
	20	42	343.1	414.7
	30	52	653.6	754.2
	定年	-	-	1,091.8
高専・短大卒	10	30	98.7	126.9
	20	40	292.4	346.5
	30	50	565.8	645.9
	定年	-	-	983.2
高校卒	10	28	90.7	122.3
	20	38	272.9	328.4
	30	48	532.5	604.6
	定年	-	-	994.0

大学卒の方が定年退職する場合の退職金の目安は、1人あたり約1,092万円です。



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。



この保険には為替リスクおよびお客さまにご負担いただく費用があります。この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに**為替相場の変動による影響を受けます**。したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた保険料総額(円)を下回ることもあり、**損失が生じるおそれがあります**。

▶ 詳しくは、9・10ページの「為替リスクについて」「ご契約にかかる費用」をご覧ください。



退職金支給のための計画的な資金準備はできていますか?

「米国ドル建養老保険」を活用した**福利厚生プラン**をご紹介します。

役員・従業員とそのご家族のための、充実した 福利厚生を準備できます

福利厚生プランとは

導入のメリット

1. 死亡退職金・弔慰金の財源確保

保険期間中に役員・従業員に万一のことがあった場合は、死亡保険金が役員・従業員の遺族に支払われますので、死亡退職金・弔慰金の財源として活用できます。

2. 生存退職金の財源確保

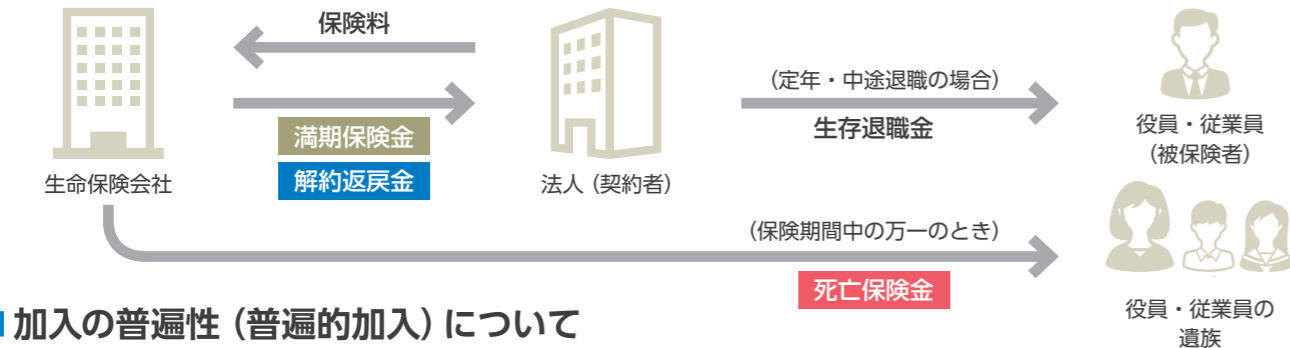
保険期間満了時には満期保険金が法人に支払われますので、役員・従業員の生存退職金の原資として、計画的に積み立てることができます。

契約形態

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人
法人	役員・従業員(*1)	役員・従業員の遺族	法人

(*1) 加入の普遍性が必要です。

(保険金等の流れ)



加入の普遍性(普遍的加入)について

普遍的加入の具体的な要件は法令等で明確になっていませんが、一般的な考え方は次の通りです。

- 普遍的加入として下記①～③をすべて満たす場合、保険料の1/2を「福利厚生費」として損金算入することができます。(満たさない場合は、保険料の1/2は給与扱いとなります。)
- ご加入後も下記①～③をすべて満たし続ける必要があります。
- 保険料の1/2が損金算入と認められるか否かの判断は、税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。(保険会社・販売担当者は判断することができません。)

- ① 原則、全社員を対象としていること(*2)
 - ② 保険金額に格差がある場合、それが合理的に決定されていること(*3)
 - ③ 社員の大部分が同族関係者ではないこと(*4)
- (*2) 全社員を対象としない場合、職種・年齢・勤続年数等の合理的な基準によって設定される必要があると考えられます。
 (*3) 保険金額に格差がある場合は、職種・年齢・勤続年数等の合理的な基準によって設定される必要があると考えられます。
 (*4) 加入者の大部分が同族関係者である場合には、同族関係者に係る保険料は給与として取扱われることになります。

経理処理

所定の要件のもとで、保険料の1/2を「福利厚生費」として損金算入することができます。

<留意点>

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません。**

※契約形態、保険金の種類によって経理処理は異なります。

▶ 詳しくは別紙「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご覧ください。

▶ 詳しくは7ページをご覧ください。

参考 ご理解いただきたい公的年金(遺族年金・老齢年金)についてご案内します。

万一のことがあったとき、遺されたご家族のその後の生活を守る公的保障として「**遺族年金**」があります。

遺族年金とは国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

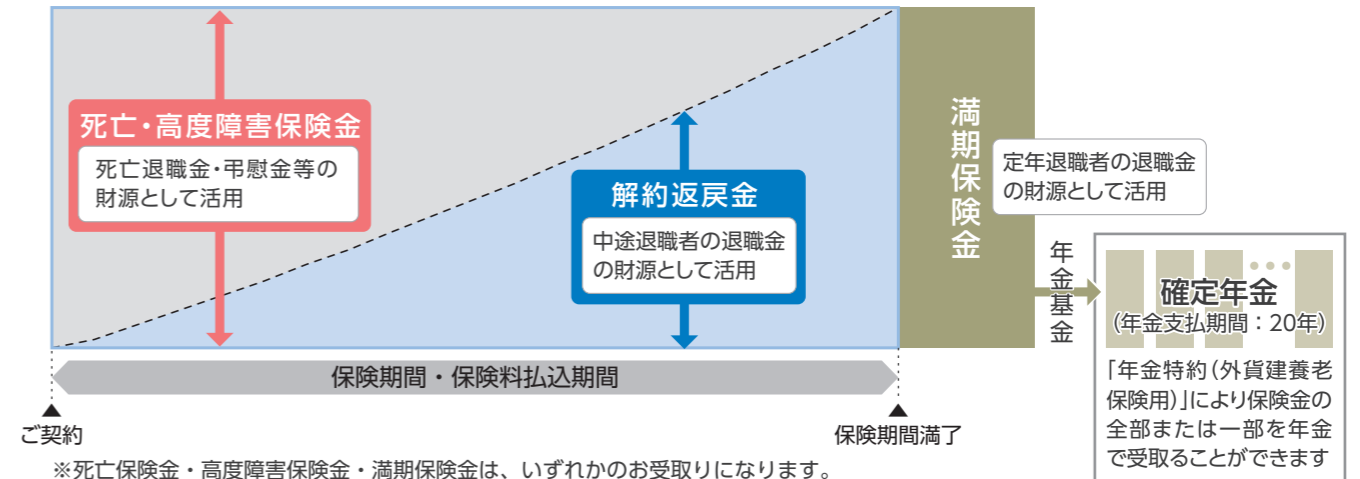
遺族年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。



福利厚生を準備できます

商品のしくみ

(イメージ)



※死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は、いずれかのお受取りになります。

※この保険の保険料は、ご契約時における予定利率(2024年3月1日時点で年2.50%)およびその他ジブラルタ生命所定の基礎率等を用いて計算しています。

予定利率とは、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割り引く際に用いる利率のことをいいます。なお、この保険に適用される予定利率はいわゆる利回りとは異なります。

保険金・払込保険料累計・解約返戻金推移表

- ご契約例
- 契約年齢(被保険者): 45歳(男性)
 - 保険期間・保険料払込期間: 65歳まで
 - 保険金額: 50,000米ドル
 - 月払保険料(口座振替): 200.55米ドル

経過年数	年齢	死亡・高度障害保険金 米ドル	A. 払込保険料累計 米ドル	B. 解約返戻金 米ドル	解約返戻率 約(B÷A) %
5年	50歳	50,000.00	12,033.00	9,805.00	81.4
10年	55歳	50,000.00	24,066.00	21,815.00	90.6
11年	56歳	50,000.00	26,472.60	24,300.00	91.7
12年	57歳	50,000.00	28,879.20	26,850.00	92.9
13年	58歳	50,000.00	31,285.80	29,465.00	94.1
14年	59歳	50,000.00	33,692.40	32,150.00	95.4
15年	60歳	50,000.00	36,099.00	34,910.00	96.7
16年	61歳	50,000.00	38,505.60	37,745.00	98.0
17年	62歳	50,000.00	40,912.20	40,665.00	99.3
18年	63歳	50,000.00	43,318.80	43,680.00	100.8
19年	64歳	50,000.00	45,725.40	46,785.00	102.3
20年	65歳	50,000.00	48,132.00	50,000.00	103.8

※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を、年齢は契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。
 ※払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。

※最終年度の解約返戻金は、満期保険金額を表示しています。
 ※実際の解約返戻金額等は、払込方法<回数>、経過年月数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

老後の生活を守るための公的保障として「**老齢年金**」があります。

老齢年金には、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」があり、加入している年金の種類によって受給額が異なります。

老齢年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。



保険金を一括または年金で受取ることができます

さらに 為替相場の状況等に応じて **受取通貨を選択** (\$ 米国ドル、 ¥ 円) できます。

1

一括

で受取る

満期保険金として一括で受取る。

※保険金を一括で受取る場合は、保険金を据え置くこともできます。

▶ \$ または ¥ でお受取り

2

年金

で受取る

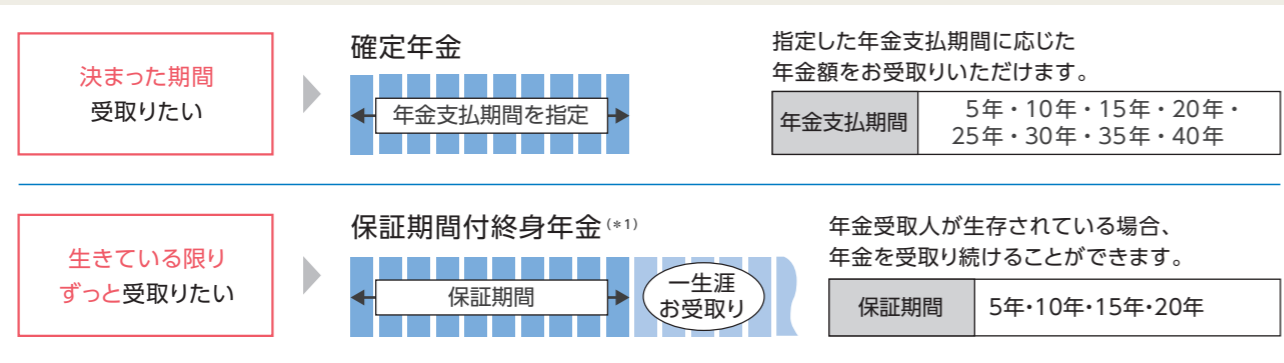
「年金特約(外貨建養老保険用)」により
年金(確定年金、保証期間付終身年金)で受取る。

① 年金基金が「**米国ドル**」の場合 ▶ \$ または ¥ でお受取り (毎年選択可能)

② 年金基金が「**円**」の場合 ▶ ¥ でお受取り

●ご契約時には、年金種類を「20年確定年金」として自動的に付加されます。

●年金基金設定日前であれば、年金支払期間および年金種類は、ジブラルタ生命所定の範囲内で変更することができます。



(*1) 以下のいずれかに該当する場合、保証期間付終身年金を選択することはできません。

- ・年金開始日における年金受取人の年齢が40歳未満の場合
- ・年金受取人が法人の場合

※この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金の受取人です。

※年金受取開始時の年金受取人の年齢が90歳を超える場合、年金で受取ることはできません。

※年金額は、年金基金設定時の予定利率等により計算されます。

ちなみに

死亡保険金受取人を指定すると、

死亡保険金を最短でその日のうちにお受取りいただける

「**死亡保険金即日支払サービス**」をご利用いただけます。

- 死亡保険金受取人が、法人または個人事業主、未成年者、2人以上の場合は、このサービスを利用できません。
 - 責任開始日(あるいは最後の復活または復旧の責任開始日)から2年以上経過しているご契約が対象です。
 - このサービスでお受取りいただける死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円(*2)または死亡保険金額のどちらか少ない金額が上限となります。
- (*2) ジブラルタ生命所定の為替レートで換算した円支払額の限度

※ジブラルタ生命所定の範囲内での取り扱いとなります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

ご契約後の環境変化に対応し、保障を継続することができます

契約者貸付

急な資金繰りに対応できます。

- 解約返戻金の一定割合を限度として、契約者貸付をご利用いただけます。
- 保障を続けたまま、急な資金需要にも対応できます。

自動振替貸付

一時的に保険料の都合がつかないときは…

- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合、ご契約にジブラルタ生命所定の金額以上の解約返戻金があるときは、ジブラルタ生命が自動的に保険料をお立替えます。
- お立替えできる金額は、解約返戻金の範囲内です。

払済保険への変更

保険料のお払込みを中止し、ご契約を継続できます。

- 保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険期間をそのままにした保険料払済の米国ドル建の養老保険に変更できます。
- 払済後の保険金額は一般的に小さくなります。
- 払済後の保険金額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

名義変更

個人契約として保障を引き継ぐことができます。

- 契約者および満期保険金受取人を法人から個人に変えることにより、個人契約として保障を引き継ぐことができます。
- 被保険者の退職時にあわせて、万一の保障を個人に引き継げます。

※各種お取扱いは、ジブラルタ生命所定の範囲内での取り扱いとなります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※契約内容の変更等を行った際に課税処理が発生することがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

保険料の払込方法(回数)変更

保険料の払込方法を変更したいときは…

- 払込方法<月払・半年払・年払>を変更できます。
- ※送金扱の場合は、半年払・年払に限りお取扱いします。

保険金額の減額

保険料のご負担を軽くすることができます。

- ジブラルタ生命の定める範囲内で保険金額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。
- 減額後の保険金額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

延長定期保険への変更

保険料のお払込みを中止し、定期保険として継続できます。

- 保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、一定期間中の死亡・高度障害を保障する米国ドル建の定期保険に変更できます。定期保険への変更後は、満期保険金はありません。
- 保険金額は変わりませんが、保険期間は変更時の解約返戻金額によって異なります。
- 延長定期保険に変更した場合の保険期間が変更前の満期まで続く場合、満期時に生存給付金が受取れる場合もあります。

経理処理について

所定の要件を満たすことによって、主契約の払込保険料の2分の1を「福利厚生費」として損金算入することができます。(養老保険に係る保険料(法人税基本通達9-3-4(3)))

<留意点>

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません。**

※契約形態、保険金の種類によって経理処理は異なります。

▶ 詳しくは別紙「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご覧ください。

福利厚生プランの経理処理例

全社員、または年齢、勤続年数等、合理的な基準による普遍的加入であることを前提としています。

(普遍的加入の詳細については、3ページをご覧ください。)

- (ご契約例) ● 契約者：法人 ● 死亡保険金受取人：役員・従業員の遺族
● 被保険者：役員・従業員 ● 満期保険金受取人：法人

[保険料支払時]

保険料の1/2を「保険料積立金」として資産に計上し、1/2を「福利厚生費」として損金に算入します。

例：月払保険料として10万円を支払った場合

借方	貸方
保険料積立金 5万円	現金または預金 10万円
福利厚生費(*) 5万円	

(*) 役員または部課長、その他特定の従業員のみを被保険者としている場合には、給与として扱われることとなります。また、加入者の大部分が同族関係者である場合には、同族関係者に係る保険料は給与として扱われることとなります。

[保険金受取時]

ケース①：法人が満期保険金を受取った場合

「保険料積立金」の資産計上額を取崩し、受取った保険金との差額を「雑収入」として益金に算入します。

例：満期保険金として法人が3,000万円を受取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が1,400万円だった場合

借方	貸方
現金または預金 3,000万円	保険料積立金 1,400万円
	雑収入 1,600万円

ケース②：死亡保険金が被保険者の遺族に支払われた場合

「保険料積立金」の資産計上額を取崩し、同額を「雑損失」として損金に算入します。

例：死亡保険金として被保険者の遺族が3,000万円を受取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が300万円だった場合

借方	貸方
雑損失 300万円	保険料積立金 300万円

※法人の財務諸表は円建てで表示される必要があります。円建てに換算する場合、為替相場の影響により、保険料・保険金・解約返戻金等の円換算額は大きく変動することがあります。

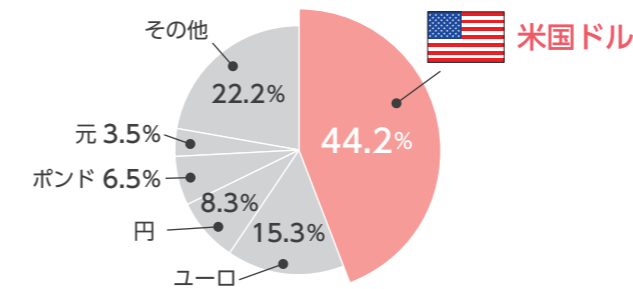
この資料に記載されている税務取扱いは、2024年2月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来的に変更されることがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。



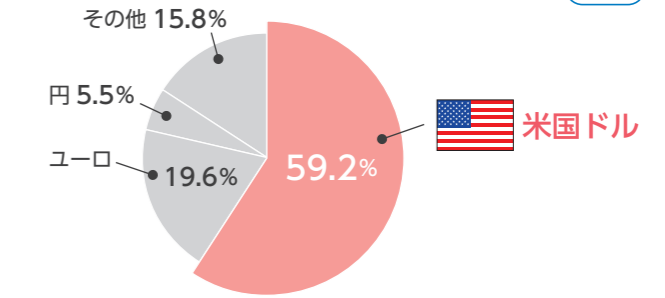
なぜ米国ドルなのか？

■ 米国ドルは、為替市場でも多くの流通量があります。

● 外国為替市場に占める取引高シェア (2022年) [出典1](#)



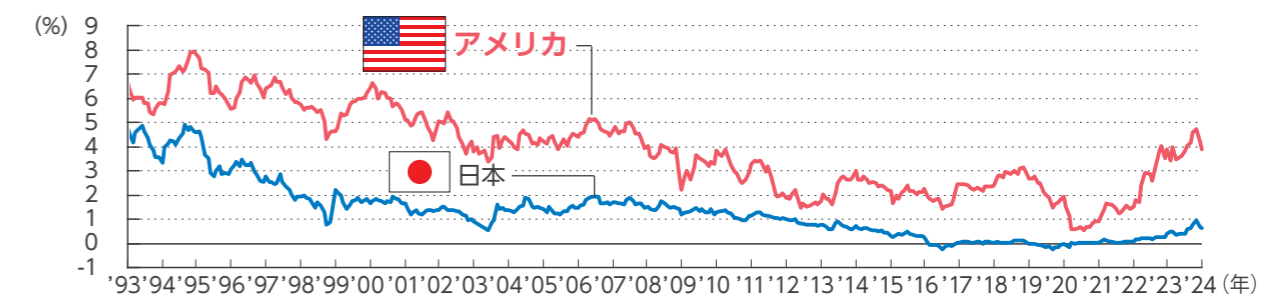
● 外貨準備(*)における主要通貨の比率 (2023年12月末時点) [出典2](#)



(*) 外貨準備とは、通貨当局(財務省、中央銀行)が、為替介入の際に使用したり、他国に対する外貨建債務の返済などが困難になった場合に使用する等の目的で保有する外貨準備資金のことをいいます。日本では財務省と日本銀行が外貨準備を保有しています。

■ 米国ドルを通貨とするアメリカの長期金利は、日本よりも相対的に高い水準で推移しています。

● 日米の10年国債利回り推移 [出典3](#)



参考 米国ドルの為替レートの推移 [出典3](#)

▼ 1993年1月～2024年1月の為替レート



※上記は1993年1月～2024年1月の月初(1日)の利回り・為替レートをもとに作成しています。
※上記は過去の数値を示したもので、将来における利回り・為替相場を保証または示唆するものではありません。

動画で学ぶ
外貨のちしき

資産形成の手段として、外貨を活用してみませんか

資産形成の手段として外貨を活用することには、どのようなメリットがあるのでしょうか？
じょうずに資産をまもり、育てて行くために、外貨を保有するメリットについて、動画でわかりやすく解説します。

動画を
見る



[出典1](#) (公財)国際通貨研究所「国際通貨研レポート 2022年BIS世界外国為替市場調査について 第5図:世界の外国為替市場の上位39通貨による取引額内訳とシェア(2022年)」

[出典2](#) IMF Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves (COFER) 2023年12月末時点をもとにジブラルタ生命で作成

[出典3](#) Bloombergの情報をもとにジブラルタ生命で作成

必ずご一読ください

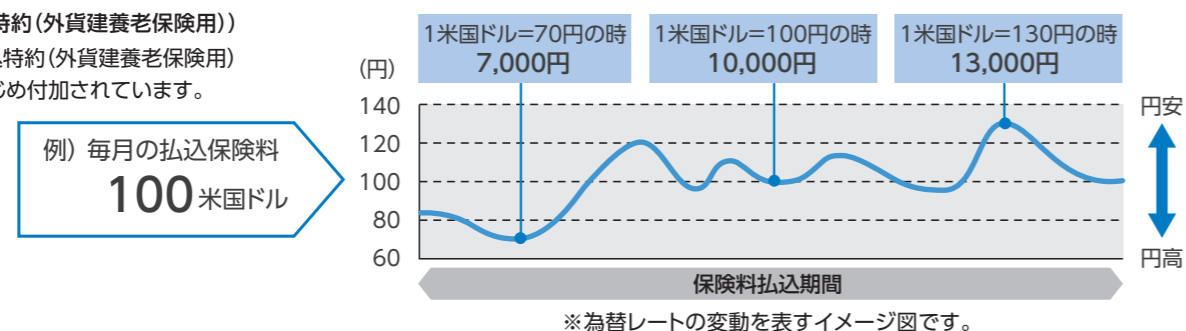
為替リスクについて
 (「円」でお取扱いする際の注意事項)

この保険は米国ドル建てであり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お支払いいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- 円で保険料等をお支払いいただく場合の為替レートと円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合でも、お受取りになる円換算の金額がお支払いになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

1 「円」でお支払いいただく保険料は、毎回変動(増減)します。

(円換算払込特約(外貨建養老保険用))
 ※円換算払込特約(外貨建養老保険用)は、あらかじめ付加されています。



2 「円」で保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合、

お受取金額は変動します。
 (円換算支払特約(外貨建養老保険用))



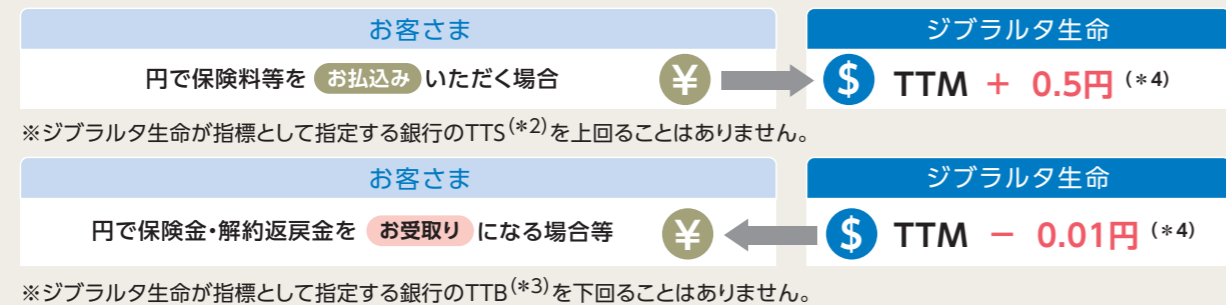
3 「円」での貸付金のお受取りまたは元利金のご返済をされる場合、

お受取金額またはご返済金額は変動します。
 (円換算貸付特約(外貨建養老保険用))

※上記の数値はあくまで為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示であり、実際の数値とは異なります。

〈ジブラルタ生命所定の為替レートについて〉

ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM^{(*)1}を基準としており、為替交換手数料が含まれます。



- (*)1 銀行間の取引レート(為替相場の基準値)(対顧客電信仲値)
- (*)2 一般的にお客さまが円を米国ドルに換える際のレート(対顧客電信売相場)
- (*)3 一般的にお客さまが米国ドルを円に換える際のレート(対顧客電信買相場)
- (*)4 2024年3月1日現在。将来変更される可能性もあります。

※TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。
 ※換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。
 ※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。

必ずご一読ください

ご契約にかかる費用について

保険関係費用

お支払いいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律には記載できません。

外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用

- 【円で保険料等をお支払いいただく場合の費用】
 ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.5円^{(*)5}/1米ドル)が含まれています。
- 【円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】
 ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.01円^{(*)5}/1米ドル)が含まれています。
- 【米国ドルで保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】
 お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必

要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

保険金を年金で受取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%^{(*)5}を年金支払日の積立金から控除します。
 ※年金特約(外貨建養老保険用)によるお取扱い

解約(減額)の際にご負担いただく費用

契約日から経過10年未満に解約(減額)された場合、解約(減額)する日の責任準備金額から経過年数に応じた所定の金額(解約控除^{(*)6})をご負担いただけます。

- (*)5 2024年3月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。
- (*)6 解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険料払込方法<回数>等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載できません。

〈「円」でお取扱いする場合の為替レートについて〉

特約	対象	換算基準日	適用する為替レート
1 円換算払込特約(外貨建養老保険用)	第1回保険料	保険料払込日(着金日)の前日	円で保険料等を「お支払い」いただく場合の為替レート
	第2回以後の保険料	保険料払込日の属する月の前月末日	
	前納保険料 ^{(*)7}	ジブラルタ生命受領日(着金日)	
2 円換算支払特約(外貨建養老保険用)	死亡保険金・高度障害保険金・解約返戻金	所定の必要書類をジブラルタ生命にて受理した日の前日	円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レート
	リビング・ニーズ特約による保険金	据置期間満了前	
	保険金の据置支払	据置期間満了時	
3 円換算貸付特約(外貨建養老保険用)	満期保険金	据置期間満了日の前日	円で保険金・解約返戻金をお受取りいただく場合の為替レート
	年金特約(外貨建養老保険用)による年金(年金原資が米国ドル建の場合)	年金支払日の前日	
	契約者貸付	借入れ: 所定の必要書類をジブラルタ生命の当社にて受理した日の前日 返済: 返済日の前日	
	自動振替貸付の返済	返済日の前日	

(*)7 将来の保険料の全部または一部を前もってお支払いいただくことができます(前納)。
 ※上記の換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

「円」でお取扱いする場合の為替レートは、次の方法でご確認いただけます

インターネット(ホームページ)	ジブラルタ生命コールセンター
https://www.gib-life.co.jp/	0120-78-2269
営業日ごとに、当日午前0時に公開します。	【受付時間】 平日 ▶ 9:00~18:00 土曜 ▶ 9:00~17:00 (日・祝・12/31~1/3 を除く)

必要な備え

福利厚生プランとは

商品のしくみ

契約後の取扱い

経理処理について

米国ドルについて

為替リスクについて

ご契約にかかる費用について

お取り扱いについて

■ 契約年齢範囲・保険期間・保険料払込期間

保険期間・保険料払込期間は、年齢または年数で設定いただけます。

契約年齢 範囲 (被保険者)	保険期間・保険料払込期間														
	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳	75 歳	80 歳	85 歳	90 歳	95 歳	100 歳	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年
15～50歳	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51～55歳		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
56～60歳			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
61～65歳				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
66～70歳					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
71～75歳						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

■ 保険料払込方法＜回数＞

月払・半年払・年払

■ 付加できる主な特約

- ・リビング・ニーズ特約
- ・指定代理請求特約
- ・疾病障害による保険料払込免除特約
- ・年金特約 (外貨建養老保険用) (*)

(*) 年金種類を「20年確定年金」としてご契約時に自動付加

■ 高額割引制度について

ご契約の保険金額が5万米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

■ その他

当パンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。

※ご契約内容について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※当パンフレットは主に法人契約のご説明をしています。個人契約の場合は、お取扱内容が異なることがあります。

生命保険募集人 について

この保険のご契約にあたっては、必ず保険販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命は
ベルマーク運動に
協賛しています

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

コールセンター **0120-78-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

<お問合せ先(担当者)>